

(様式第1号)

入札参加停止措置の概要

商号又は名称	株式会社セレスポ				
所在地	東京都豊島区北大塚1-21-5				
入札参加停止の期間	令和5年3月3日から令和5年9月2日まで(6か月)				
事実概要	対象会社は、東京オリンピック・パラリンピックの大会組織委員会が発注したテスト大会の計画立案業務や本大会の運営業務などの事業について、業者と受注調整をした疑いがあるとして、専務取締役が独占禁止法違反(不当な取引制限)で逮捕された。				
理由	入札参加停止措置要領別表第2第5号に該当し、物品購入等の契約相手方として不適当であると認められる。				
備考	<b>【入札参加停止措置要領別表第2第5号】</b> <table border="1"><tr><td>行 為</td><td>5 県内又は県外において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、物品購入等の契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号及び第9号に掲げる場合を除く。)</td><td>当該認定をした日から 4か月以上18か月以内</td></tr></table>		行 為	5 県内又は県外において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、物品購入等の契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号及び第9号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 4か月以上18か月以内
行 為	5 県内又は県外において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、物品購入等の契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号及び第9号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 4か月以上18か月以内			